独立した監査法人の分別管理の法令遵守に関する保証報告書

2023 年6月 15 日

東海東京証券株式会社
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

パートナー　　公認会計士　　松田　好弘

範囲

　当監査法人は、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づいて、分別管理の法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、東海東京証券株式会社（以下「会社」という。）が2023年3月31日現在において、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

- 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- 金融商品取引法施行令第16条の15
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

分別管理に対する経営者の責任

　会社の経営者の責任は、法令を遵守して顧客資産の分別管理を行い、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」（以下「日本証券業協会の分別管理実施規則」という。）第2条及び一般社団法人日本STO協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「日本STO協会の分別管理実施規則」という。）第2条に準拠して経営者報告書を作成することにある。

当監査法人の責任

　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から、会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する意見を表明することにある。

　当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針3802「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を実施した。

　本合理的保証業務においては、経営者報告書が適切に表示されていることについて証拠を入手するための手続が実施される。

　手続は、当監査法人の判断により、法令を遵守して顧客資産が分別管理されていないというリスクの評価、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解、及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討に基づいて選択及び適用される。

　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則、独立性に関する指針（第2部）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則、指針及び規定は、独立性、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して業務を実施した。

意見

当監査法人は、会社が2023年3月31日現在において、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令並びに日本証券業協会の分別管理実施規則及び日本STO協会の分別管理実施規則に準拠して記載されているものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人が行った合理的保証業務は、会社による法令の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、2023年3月31日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の表明をするものではない。

なお、本報告書は、会社、日本証券業協会と一般社団法人日本STO協会の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、本報告書の内容の全部又は一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

以　上